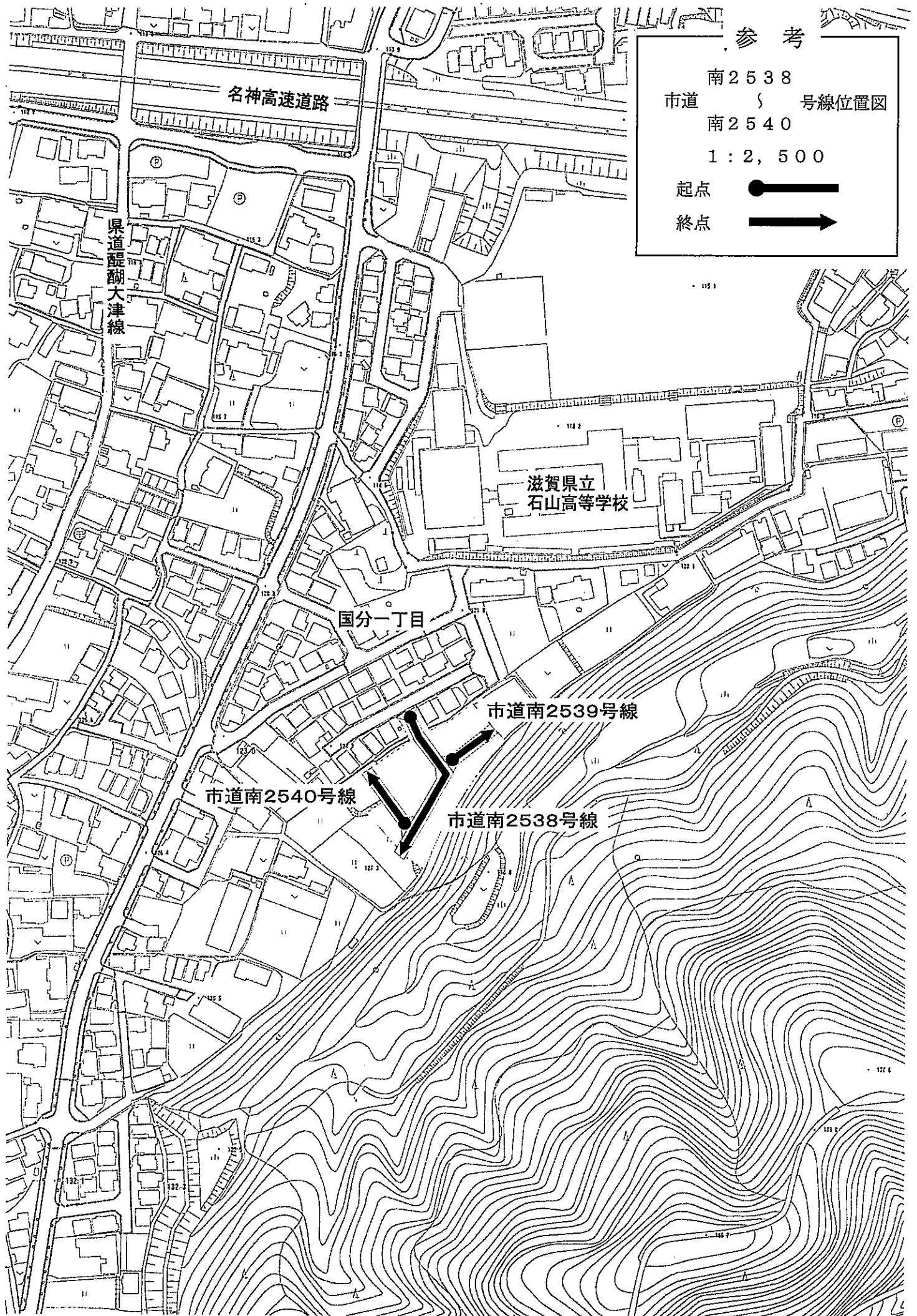




参考

南2538
市道) 号線位置図
南2540
1:2,500

起点

終点

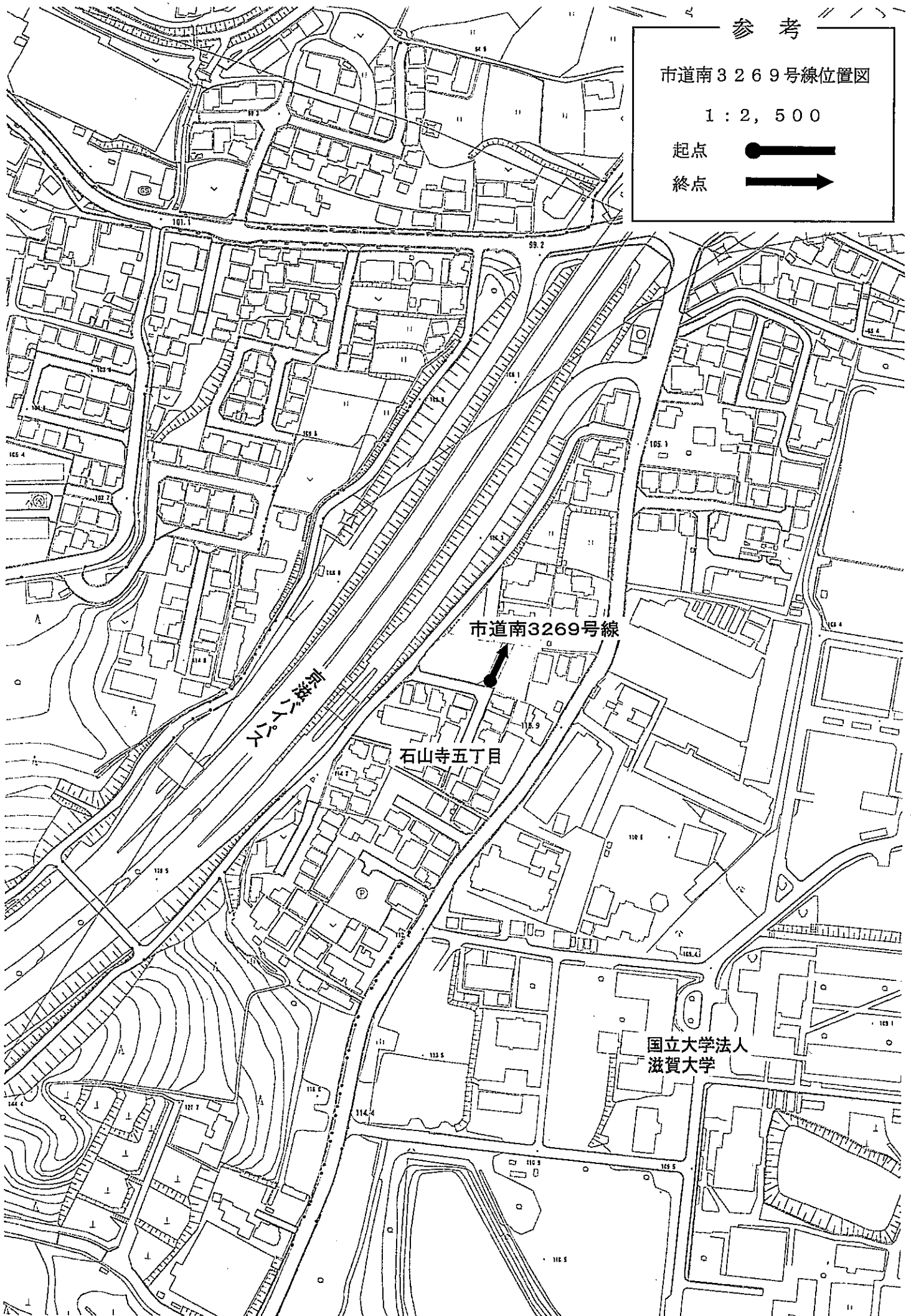
参考

市道南3269号線位置図

1 : 2, 500

起点

終点





参 考

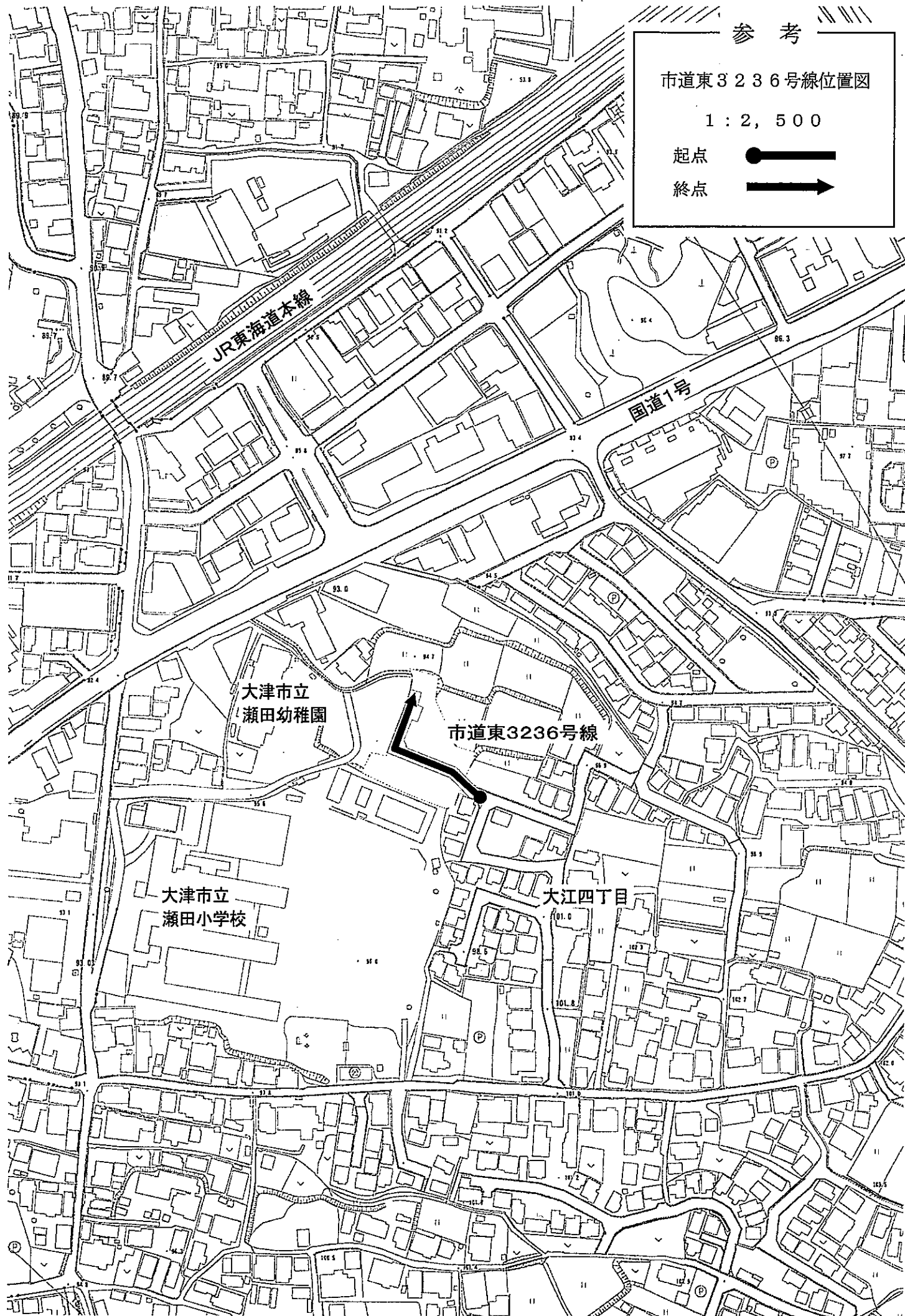
市道東3236号線位置図

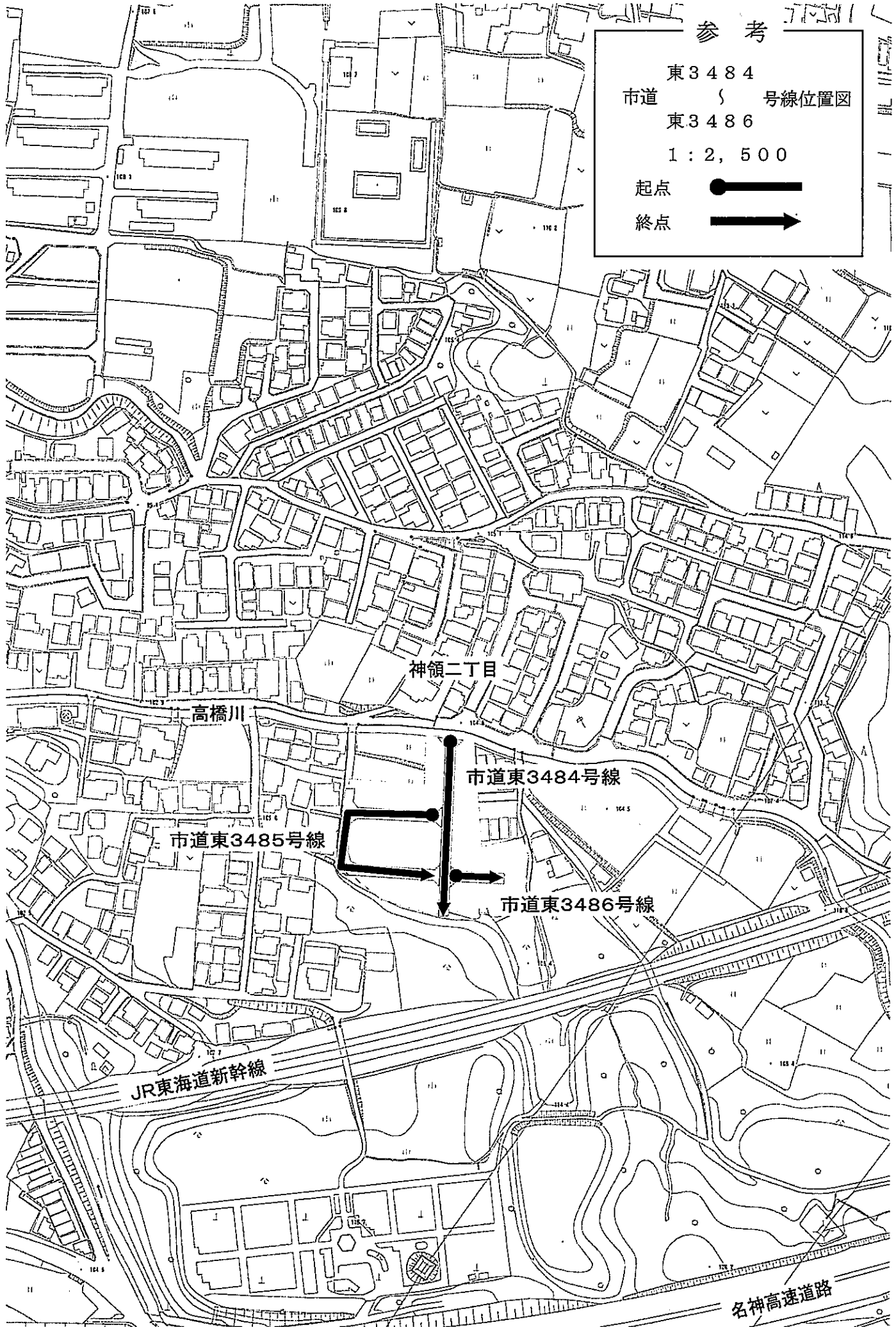
1 : 2, 500

起点



終点





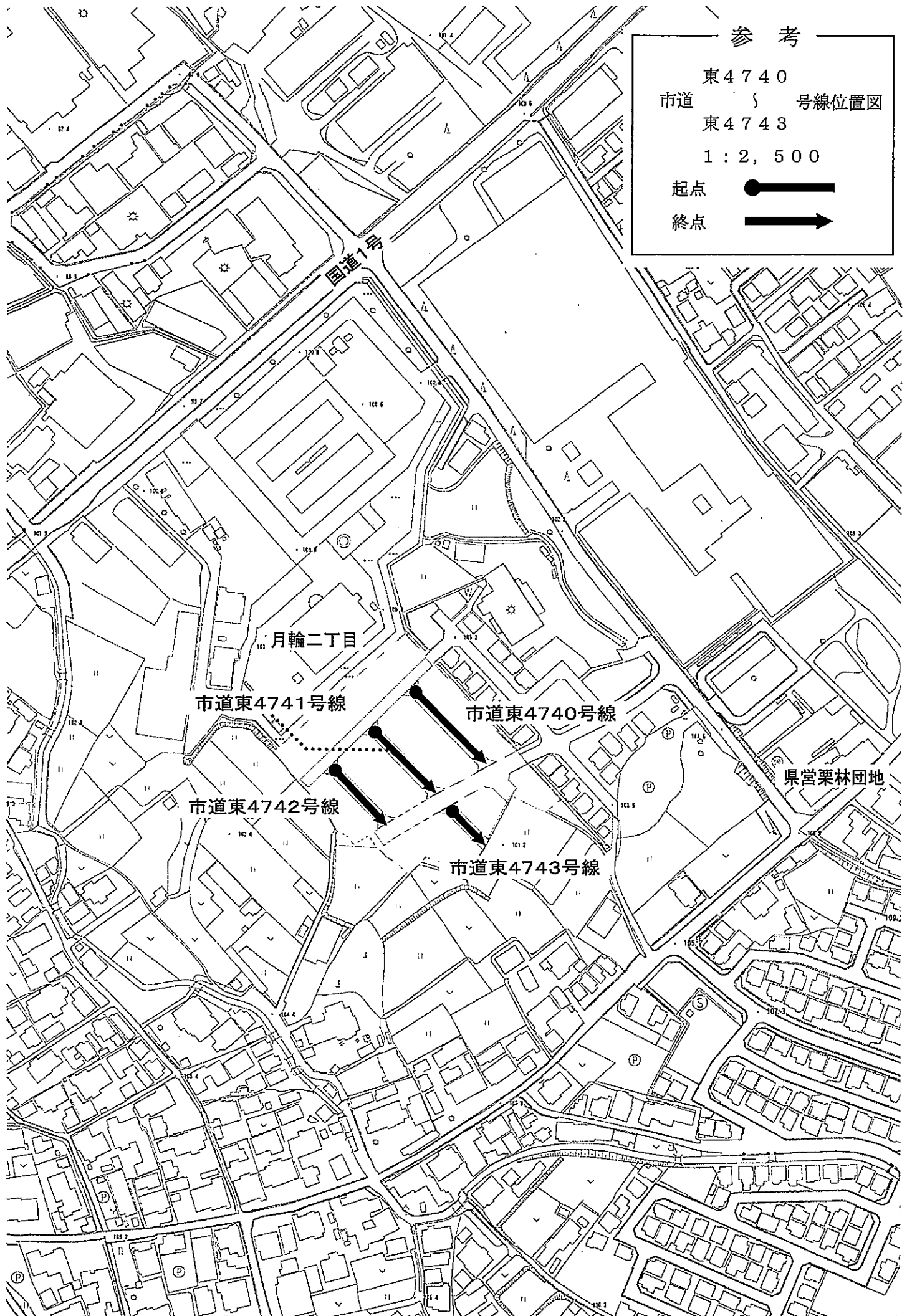
参考

東3484
市道) 号線位置図
東3486

1 : 2, 500

起点 ●

終点 →



参考

東4740
市道
東4743
号線位置図
1:2,500

起点
終点

月輪二丁目

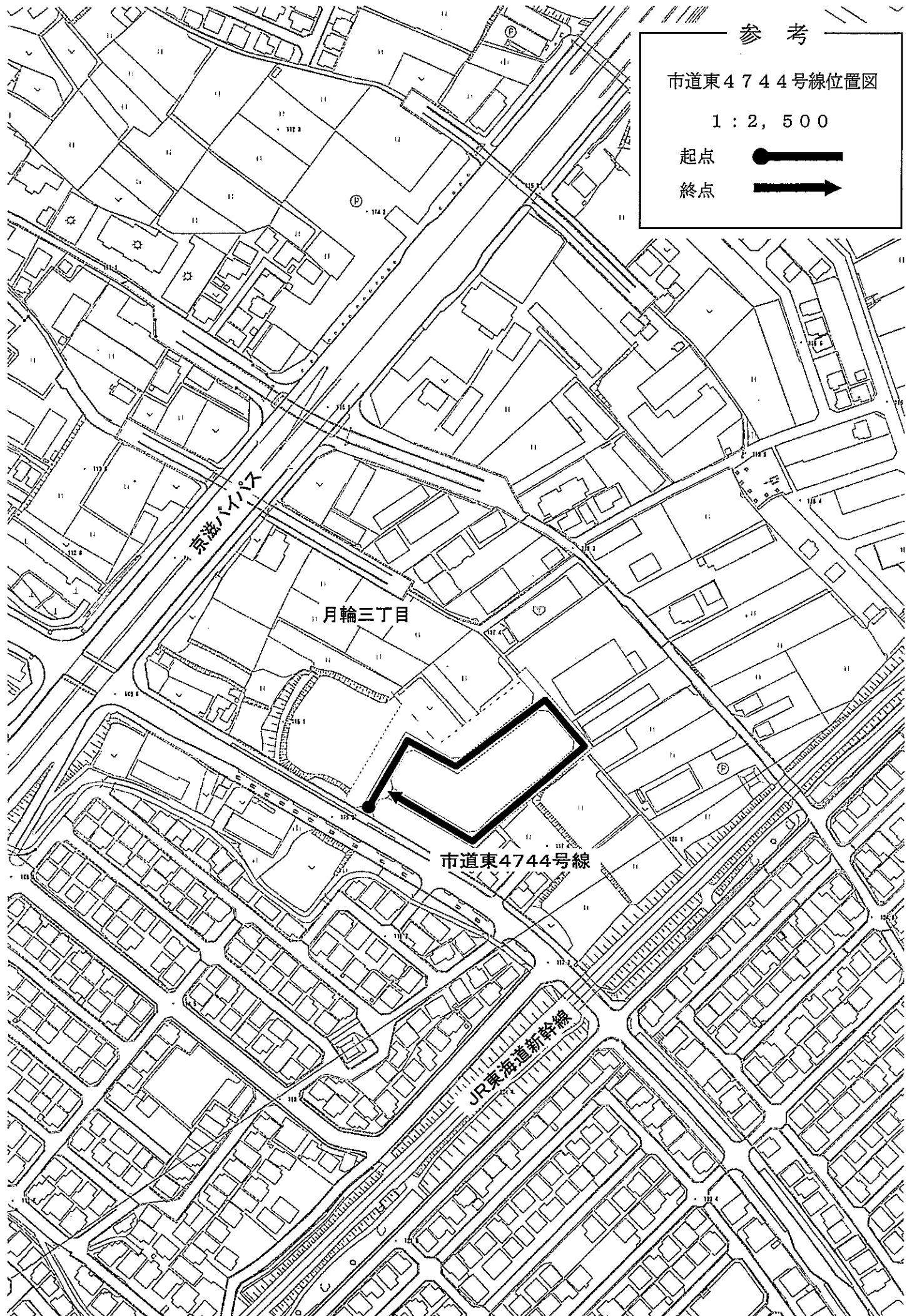
市道東4741号線

市道東4740号線

市道東4742号線

市道東4743号線

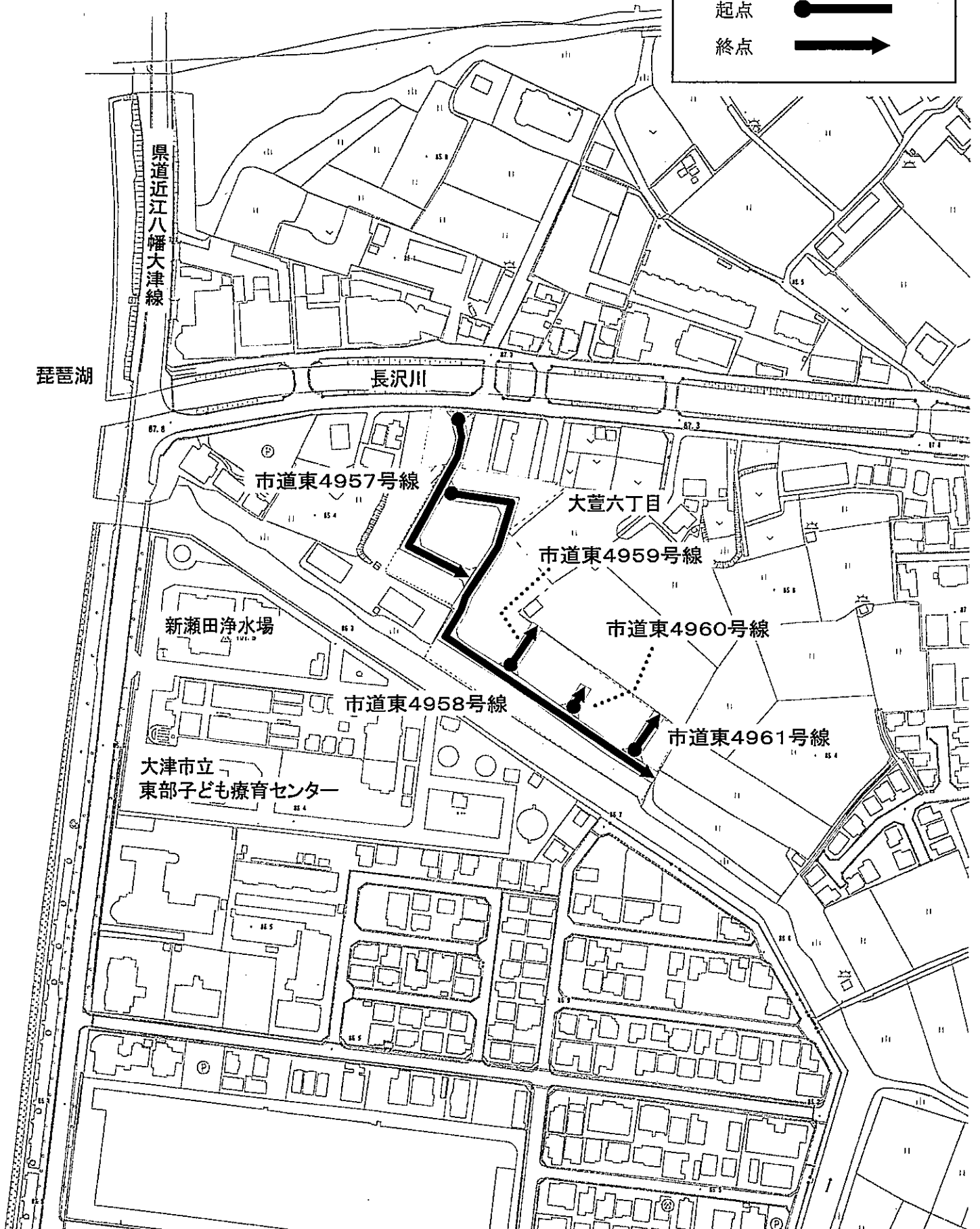
県営栗林団地



参 考

東4957
市道 } 号線位置図
東4961
1:2,500

起点 ●
終点 →



参 考

市道東4962号線位置図

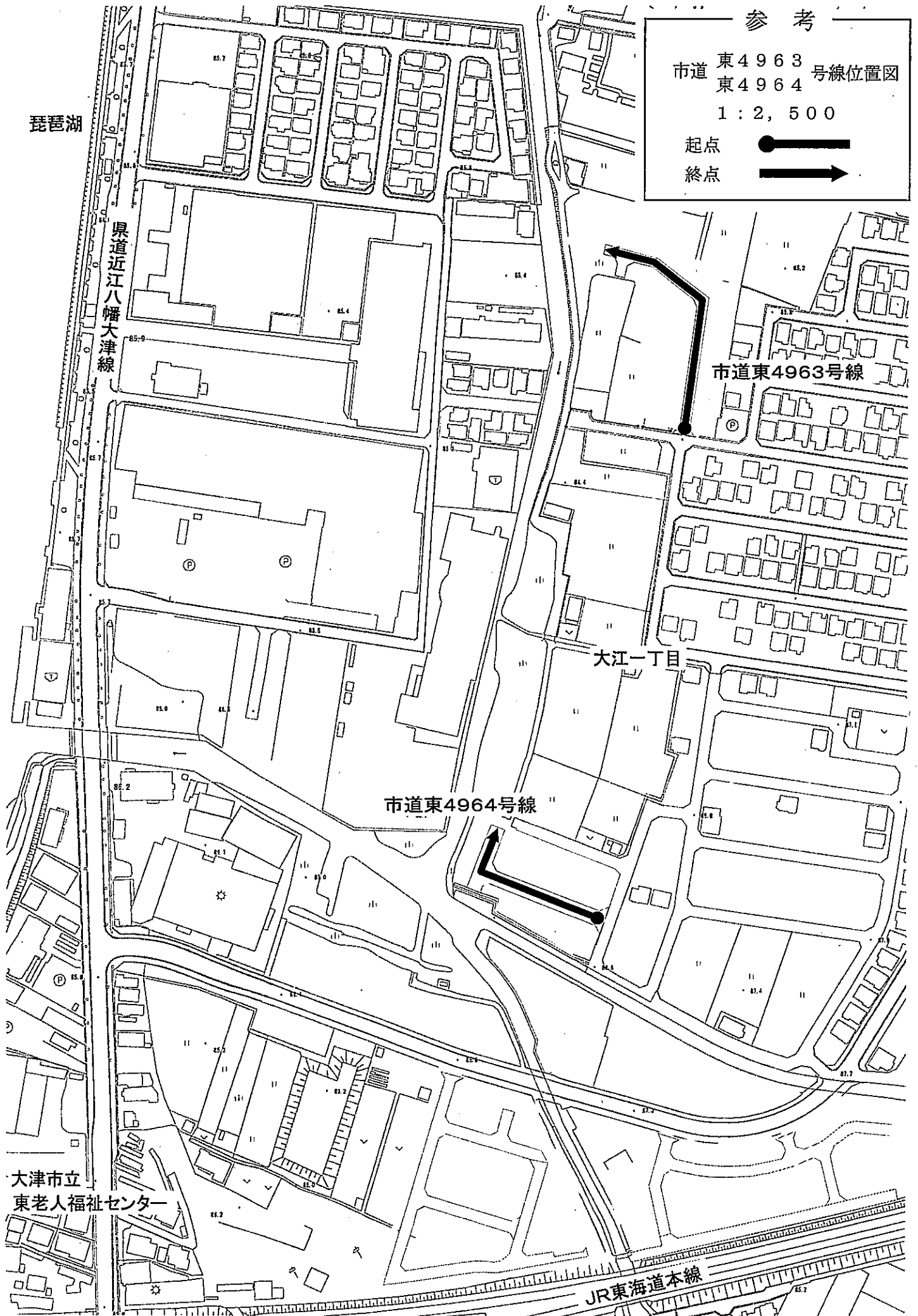
1 : 2, 500

起点 ●

終点 →

大萱五丁目
市道東4962号線

主要地方道大津守山近江八幡線



議案第 114 号

市道の路線の変更について

次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 3 日提出

大 津 市 長 越 直 美

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
市道北 2 2 5 6 号線	旧	起点 大津市本堅田四丁目字上梶田	
		終点 大津市本堅田四丁目字上梶田	
	新	起点 大津市本堅田四丁目字上梶田	
		終点 大津市本堅田四丁目字上梶田	
市道北 2 4 0 1 号線	旧	起点 大津市真野一丁目	
		終点 大津市本堅田六丁目	
	新	起点 大津市本堅田六丁目字桜	
		終点 大津市本堅田六丁目字山手	
市道東 4 7 2 7 号線	旧	起点 大津市月輪二丁目字野々宮	
		終点 大津市月輪二丁目字野々宮	
	新	起点 大津市月輪二丁目字野々宮	
		終点 大津市月輪二丁目字野々宮	
市道東 4 7 2 9 号線	旧	起点 大津市月輪二丁目字野々宮	
		終点 大津市月輪二丁目字野々宮	
	新	起点 大津市月輪二丁目字野々宮	
		終点 大津市月輪二丁目字野々宮	

参 考

市道北2256号線位置図

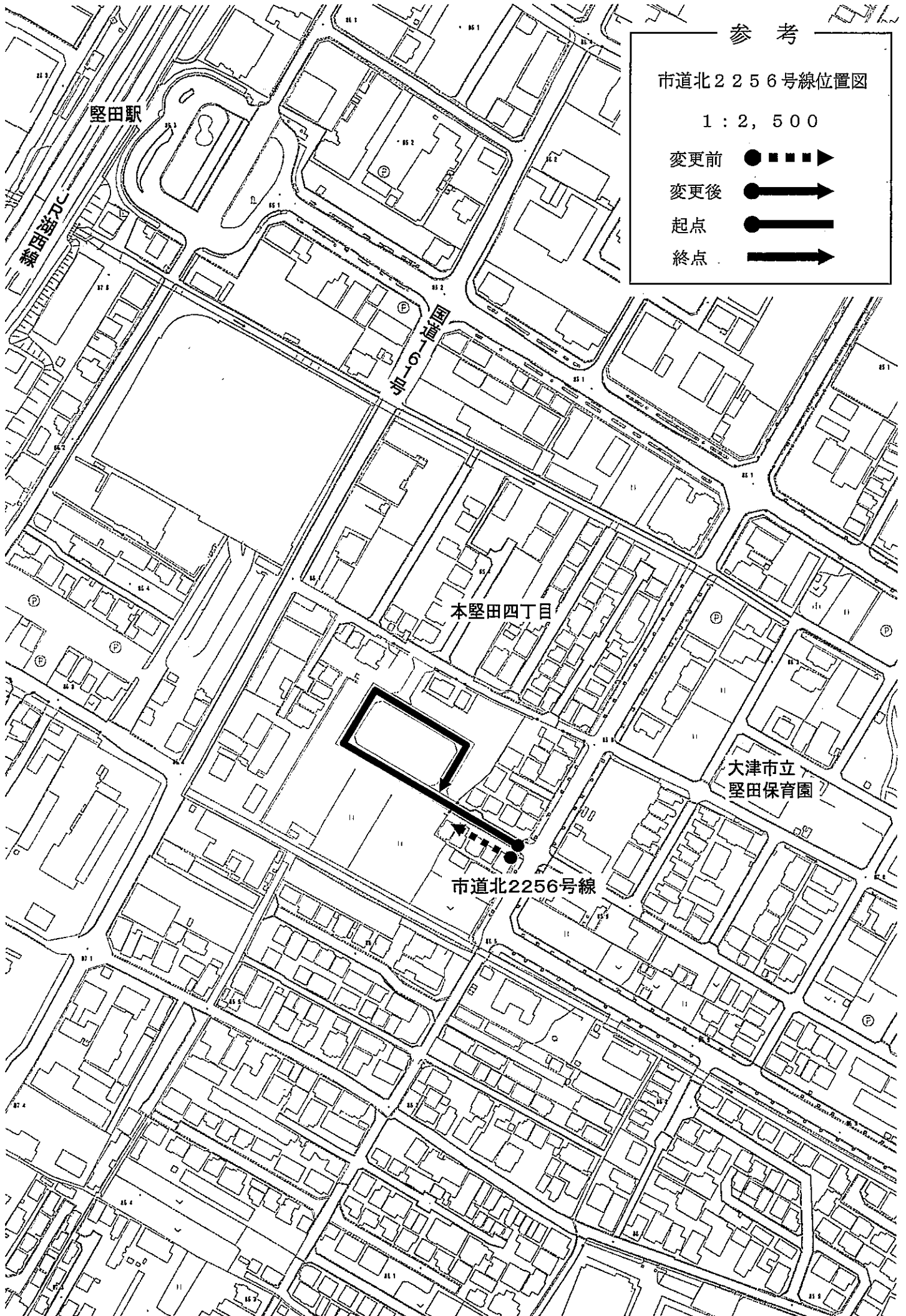
1 : 2, 500

変更前 ● ■ ■ ■ ▶

変更後 ● —————▶

起点 ● —————▶

終点 —————▶



参考

市道北2401号線位置図

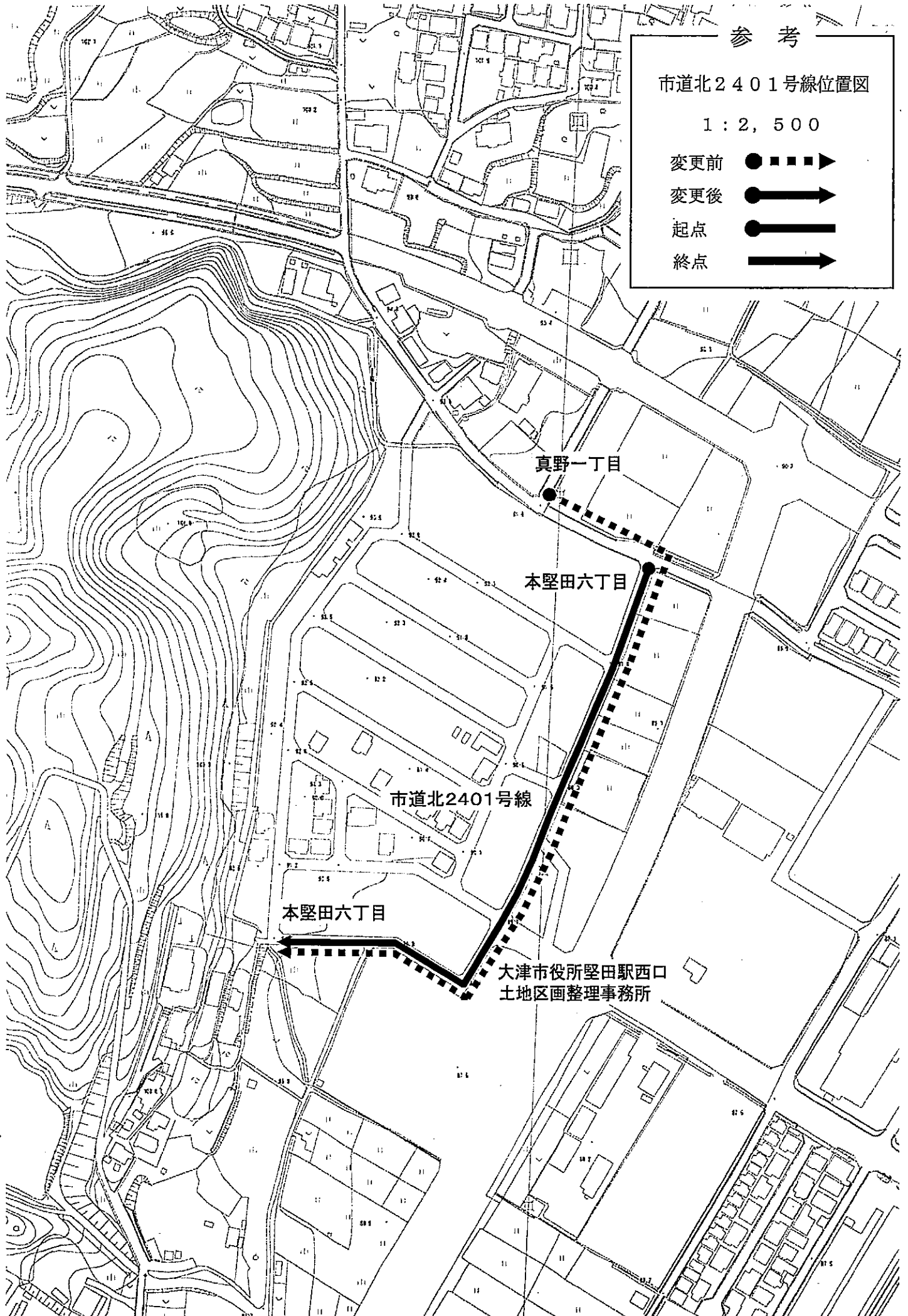
1 : 2, 500

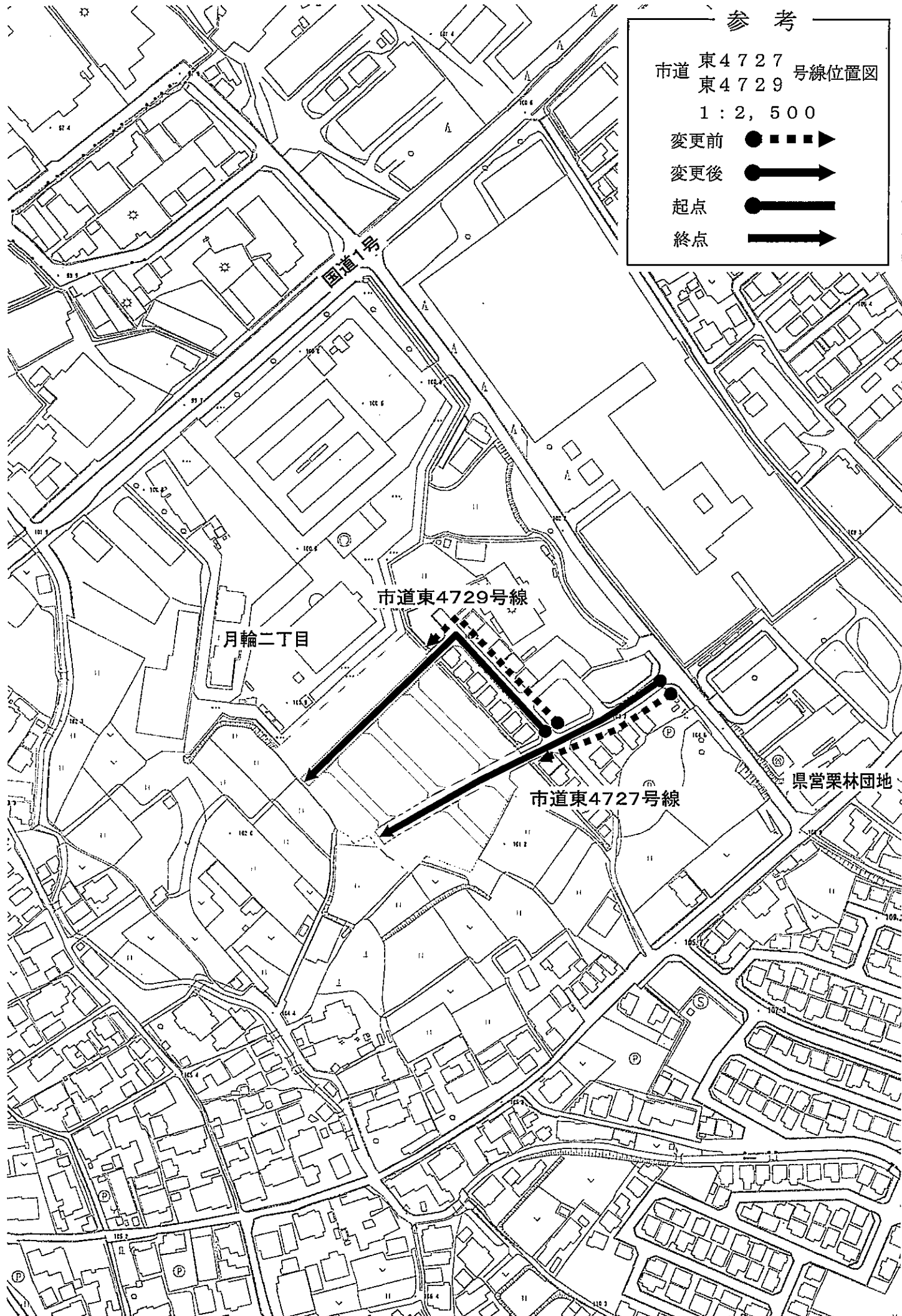
変更前 ● ■ ■ ■ ▶

変更後 ● ———▶

起点 ● ———▶

終点 ———▶





参考

市道 東4727 号線位置図
東4729

1 : 2, 500

変更前 ● ■ ■ ■ ▶

変更後 ● ———▶

起点 ● ———

終点 ———▶

議案第 115 号

琵琶湖流域下水道協議会の設置に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により、滋賀県並びに大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町及び多賀町が共同して琵琶湖流域下水道事業の運営計画を策定するとともに相互に連絡調整を行うため、次のとおり協議により規約を定め、琵琶湖流域下水道協議会を設置することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 3 日提出

大 津 市 長 越 直 美

琵琶湖流域下水道協議会規約

第 1 章 総則

（協議会の目的）

第 1 条 この協議会は、滋賀県が施行する琵琶湖流域下水道事業および関係市町が施行する関連公共下水道事業の安全かつ安心な運営および円滑かつ効率的な推進を図るため、滋賀県および関係市町が共同して琵琶湖流域下水道事業の運営計画を策定するとともに、相互に連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 この協議会は、琵琶湖流域下水道協議会（以下「協議会」という。）という。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、滋賀県ならびに大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「関係市町」という。）をもって構成する。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 各年次の琵琶湖流域下水道事業の運営計画の策定に関する事務
- (2) 第1条に規定する連絡調整に関する事務
- (3) その他協議会の目的を達成するため必要な事務

第2章 組織

(組織)

第5条 協議会は、会長および委員19人をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、滋賀県知事および関係市町の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

第7条の規定により公共下水道事業に係る公営企業管理者が置かれている関係市町にあっては、当該公営企業管理者。以下同じ。）のうちから滋賀県知事および関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、2年とする。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副会長の任期は、2年とする。

3 副会長は、委員のうちから委員の互選により選任する。

(委員)

第8条 委員は、会長以外の滋賀県知事および関係市町の長をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(調整会議)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に調整会議を置く。

2 調整会議の構成員、議事その他調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、定例会議および臨時会議とする。

(会議の招集)

第12条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回招集する。

3 臨時会議は、会長が必要と認めるときおよび委員の4分の1以上から会議の招集の請求があったときに招集する。

4 会長は、あらかじめ、協議会の会議の開催場所および日時を、付議すべき事項とともに、委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 会議の議事その他その運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

第4章 財務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の経費は、滋賀県および関係市町が負担する。

2 前項の規定により滋賀県および関係市町が負担すべき額は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

第5章 補則

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

付 則

この規約は、滋賀県および関係市町の協議が整った日から施行する。

議案第 1 1 6 号

大津市土地開発公社を解散することについて

大津市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

大 津 市 長 越 直 美

議案第 1 1 7 号

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 3 3 条の 5 の 7 第 1 項第 3 号に掲げる経費の財源に充てるために地方債を起すことについて、次のとおり滋賀県知事に許可の申請をするに当たり、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 起債の目的

大津市土地開発公社を解散するに当たり、本市がその元金又は利子の支払を保証している同公社の借入金の償還に要する経費に充てるため

2 起債の限度額

4, 4 0 6, 0 0 0, 0 0 0 円

3 起債の方法

普通貸借又は証券発行

4 起債の利率

年 5 . 0 パーセント以内

5 償還の方法

償還期間は 1 0 年以内（据置期間 3 年以内）で、年賦又は半年賦の元金均等又は元利均等の方法その他の方法により償還するものとし、借入先と融通条件について協定するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

議案第 1 1 8 号

名誉市民の表彰について

次の者を大津市名誉市民として表彰することについて、大津市名誉市民条例（昭和 33 年条例第 2 号）第 2 条の規定により、議会の同意を求める。

平成25年6月3日提出

大 津 市 長 越 直 美

氏 名	住 所
目 片 信	大津市北大路一丁目9番26号